

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成24年1月19日（木）

担当課：健康福祉部 介護保険課

件 名：大和市介護保険条例の一部改正について

提出理由：第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴う介護保険料の改定を行いたいため

内 容：

1 背景

- ・介護保険事業の円滑な実施が確保されるよう、介護保険法により3年毎の事業計画の策定が義務付けられている。
- ・更なる高齢者の増加に伴い、要支援・要介護の認定者数が増加している。また、これまでの介護施設の整備により介護給付費等が増加していることから、介護保険事業特別会計における収支の均衡を図る必要がある。
- ・時限措置として国から交付された介護従事者処遇改善臨時特例交付金が平成23年度末で廃止されるため、第1号被保険者が負担すべき額が増加する。
- ・大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会から「保険料の上昇についてはやむを得ないが、保険料の所得段階は第3段階を現行よりも細分化した上で低所得者に配慮が必要。この場合でも、高所得者に対しても一定の配慮が必要」との答申を受けた。

2 改正内容等

(1) 改正の前提

- ・現在策定中の第5期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）に合わせ、当該計画期間の介護保険料を設定する。
- ・なお、第2号被保険者については、医療保険者が医療保険各法の規定により徴収するため、本条例において規定するものではない。

(2) 改正のポイント

- ・第4期からの保険料率の上昇が特定の所得段階に偏らないように配慮しつつ、介護保険給付準備基金等の取り崩しによる抑制を図る。

- ・介護保険料の基準額を現在の月額3,740円（年額44,880円）から月額4,890円（年額58,680円）に増額（30.7%増）する。
- ・第4期よりも、よりきめ細かく所得に応じた保険料の設定を行うため、所得段階を現在の10段階から12段階に細分化する。
- ・細分化は、低所得者への配慮として現行の第3段階を2区分に細分化するとともに、第10段階についても上昇率を50%未満に抑制しつつ2区分に細分化する。

(3) 第1号被保険者の保険料予定額（月額）

所得段階	第4期		所得段階	第5期	上昇率
1	1,870円		1	2,445円	30.7%
2	1,870円		2	2,445円	30.7%
3	2,805円		3	3,423円	22.0%
4	3,254円		4	3,668円	30.8%
5	3,740円	⇒	5	4,401円	35.2%
6	4,189円		6	4,890円	30.7%
7	4,675円		7	5,624円	34.3%
8	5,124円		8	6,113円	30.8%
9	5,610円		9	7,335円	43.1%
10	6,545円		10	8,069円	43.8%
			11	9,536円	45.7%
			12	9,780円	49.4%

※網掛け部分は、基準となる所得段階

3 今後の保険料変動要因への対応

- ・介護報酬改定、地域区分の見直しに伴う厚生労働省告示が平成24年2月頃の見込であることから、平成24年2月に改めて保険料額の再計算を行ったうえで最終的に決定する。

経 過

H22.10 審議会を開催（～H23.12：計10回）
H23.1 介護サービス利用意向等の実態調査を実施
H23.10 計画骨子案について庁議決定
H23.10 審議会に諮問（H23.12答申）
H23.11 地域説明会を実施（11地区）

今後の予定

H24.2 介護報酬改定関係厚生労働省告示
H24.3 議会上程
H24.4 改正条例施行
H24.6 平成24年度介護保険料の賦課決定